

令和5年4月版

電子処方箋・ オンライン 資格確認 Q&A

オンライン資格確認と電子処方箋の導入で
どうなる？ ————— 4

I 医療DXの未来図とオンライン資格確認
・電子処方箋の現在地を確認 ————— 13

II オンライン資格確認・電子処方箋Q&A — 87

III 附録／オンライン資格確認原則義務化と
診療報酬上の特例措置等に関する参考資料 — 277

IV オンライン資格確認等システム・電子処
方箋管理サービス関係資料 ————— 301

V 今後の医療DXに向けた関係資料 ————— 409

目次

オンライン資格確認と電子処方箋の導入で どうなる？ ————— 4

I 医療DXの未来図とオンライン資格 確認・電子処方箋の現在地を確認 13

第1章 医療DXが拓く未来 ————— 14

- ①そもそも医療DXとは？ …………… 14
- ②医療DXを推進するには3本の柱が重要 17
 - ①全国医療情報プラットフォームの創設 …… 17
 - ②電子カルテ情報の標準化、標準型電子カルテの検討 …………… 19
 - ③診療報酬改定DX …………… 30
- ③知っておくべき医療DXに向けた施策 …… 33
 - ①医療DXの工程表 …………… 33
 - ②マイナンバーカードと保険証の一体化
法案 …………… 35

第2章 オンライン資格確認の原則義務化 と診療報酬 ————— 36

- ①オンライン資格確認とは（導入の背景と
トピックス一覧） …………… 36
- ②オンライン資格確認の原則義務化（令和
5年4月～） …………… 40
- ③オンライン資格確認に関する診療報酬 …… 44
 - ①電子的保健医療情報活用加算の新設
（令和4年度診療報酬改定） …………… 44
 - ②電子的保健医療情報活用加算の廃止、
医療情報・システム基盤整備体制充実
加算の新設（令和4年10月改定） …………… 45
 - ③医療DX推進のためのオンライン資格
確認の導入・普及に関する加算の特例
措置（令和5年4月～12月） …………… 48
- ④レセプト請求はオンライン請求が原則に
（令和6年9月～） …………… 50

第3章 オンライン資格確認等システムの 現在 ————— 52

- ①オンライン資格確認の仕組み …………… 52
- ②オンラインで最新の資格情報を取得 …… 53
- ③予約患者に対する事前の一括照会 …… 55

- ④照会番号登録によるレセコン等との紐付け …… 56

- ⑤レセプトの振替・分割 …………… 56

- ⑥限度額情報等の取得・活用 …………… 57

- ⑦診療情報・薬剤情報等の閲覧 …………… 58

- ⑧災害時の診療情報・薬剤情報等の閲覧 …… 59

- ⑨オンライン資格確認での患者動線と職員
対応 …………… 60

- ⑩オンライン資格確認関係補助金の申請は
令和5年9月30日まで …………… 62

第4章 電子処方箋の導入でより質の高い 医療を目指す ————— 63

- ①電子処方箋の導入でどうなる？ …………… 63

- ②電子処方箋特有の機能とは …………… 69

- ③電子処方箋を導入するためには …………… 71

- ④補助金の申請は電子処方箋ポータルサイ
トから …………… 75

第5章 マイナポータルを活用して、より 健康に・より良い生活に！ ————— 78

- ①マイナポータルで診療・健診情報を見て
みる …………… 78

- ②マイナンバーカードを保険証として利用
する（マイナ保険証） …………… 82

- ③そもそもマイナンバーカードとは …………… 83

II オンライン資格確認・電子処方箋 Q&A 87

第1章 オンライン資格確認等システム — 88

- ①オンライン資格確認等システムの導入に
あたって …………… 88

- ②本人確認・資格確認 …………… 105

- ③一括照会・照会番号登録 …………… 127

- ④レセプトの振替・分割 …………… 131

- ⑤限度額情報等の取得 …………… 134

- ⑥薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、
特定健診情報等の閲覧 …………… 138

- ⑦災害時・障害時の対応 …………… 156

- ⑧医療機関・薬局での保険証利用の申込み
（初回登録） …………… 160

第2章 電子処方箋管理サービス —— 162

- ① 電子処方箋管理サービスの導入にあたって 162
 - ① 対象となる処方箋・患者・医薬品 162
 - ② 電子処方箋の運用（医療機関・薬局） 163
 - ③ 電子署名・HPKIカード 177
 - ④ 利用申請等 183
- ② 医療機関に係るQ & A 185
 - ① 電子処方箋の発行 185
 - ② 重複投薬等チェック 190
 - ③ 処方箋情報の登録 195
 - ④ 調剤結果の取得 199
- ③ 薬局に係るQ & A 201
 - ① 処方箋の受付 201
 - ② 処方箋の取得 205
 - ③ 調剤結果の登録 208
- ④ 災害時・障害時の対応 211

第3章 補助金・ポータルサイト —— 215

- ① オンライン資格確認関係補助金 215
 - ① 医療情報化支援基金 215
 - ② 顔認証付きカードリーダー 220
 - ③ オンライン資格確認関係補助金の申請等 224
- ② 電子処方箋関係補助金 235
- ③ 医療機関等向けポータルサイト・電子処方箋ポータルサイト 240
 - ① 医療機関等向けポータルサイト 240
 - ② 電子処方箋ポータルサイト 240

第4章 マイナポータル・マイナンバーカード —— 242

- ① マイナポータル 242
- ② マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証） 264
- ③ マイナンバー・マイナンバーカード 271

Ⅲ 附録／オンライン資格確認原則義務化と診療報酬上の特例措置等に関する参考資料 277

- ① オンライン資格確認導入の原則義務化（令和5年4月～） 278
- ② 医療情報・システム基盤整備体制充実加算（令和5年4月～12月） 284

- ③ 医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置（令和5年4月～12月） 295

Ⅳ オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービス関係資料 301

- ① 利用規約 302
- ② 医療提供体制設備整備交付金実施要領 321
- ③ 電子処方箋管理サービスの導入にあたって 359
- ④ 電子処方箋の普及に向けた対応等 392

Ⅴ 今後の医療DXに向けた関係資料 409

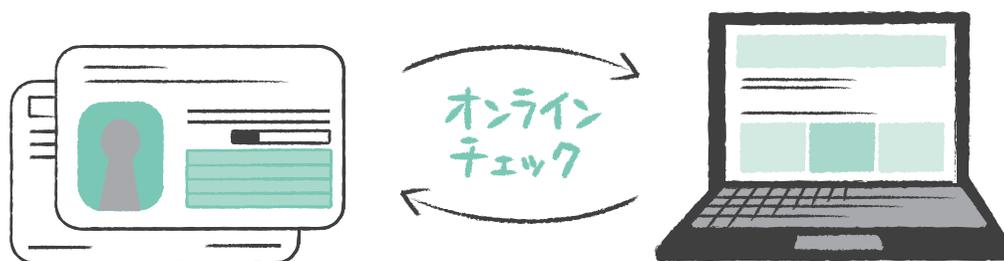
- ① 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針） 410
- ② 「医療DX令和ビジョン2030」の提言等 413
- ③ 「「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム」における議論 424
- ④ 「医療DX推進本部・幹事会」における議論 432
- ⑤ 医療・介護分野等におけるDXの推進 444
- ⑥ 介護保険被保険者証について（令和5年2月27日社会保障審議会介護保険部会（第106回）「資料2」） 448
- ⑦ 医療情報ネットワークの基盤に関する議論等 450
- ⑧ オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスの拡張に向けた議論 472
- ⑨ マイナンバーカードと保険証の一体化等 502
- ⑩ オンライン資格確認等システムにおける資格情報等の登録について 512

本書は、原則として令和5年5月31日時点の情報に基づき作成しています。追補情報等については弊社HPに掲載される場合があります。

オンライン資格確認と 電子処方箋の導入でどうなる？

オンライン資格確認は、患者の有効な公的医療保険の資格情報を、その場でオンラインにより取得して確認できる仕組みです。「オンライン資格確認等システム」により、電子的に資格情報を取得するので、入力の手間を減らすことができます。

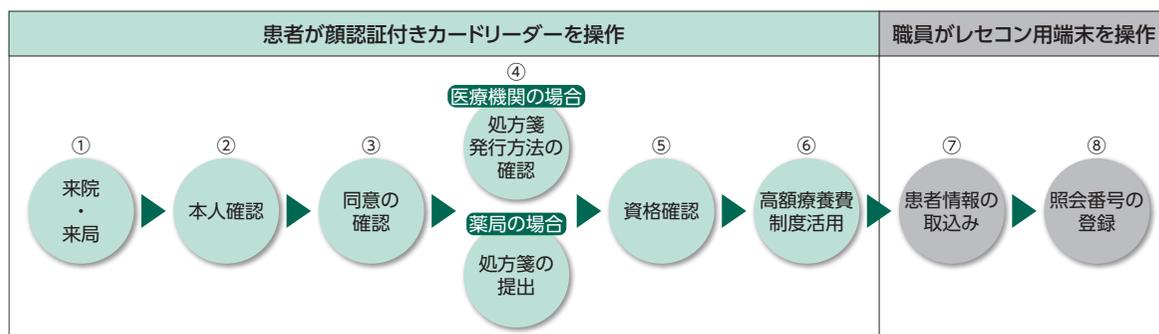
さらに、「電子処方箋管理サービス」を導入することで、重複投薬・併用禁忌のチェックが可能となり、重複投薬・併用禁忌に該当する薬剤の処方を防止できます。診療時または服薬指導時には、リアルタイムの処方・調剤情報を閲覧できるようになるため、これらの情報を踏まえて、より質の高い診療・服薬指導ができるようになります。



1 マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者操作が基本！

「オンライン資格確認等システム」および「電子処方箋管理サービス」を導入した医療機関での、「マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認」の流れを示しています。

電子処方箋管理サービスに対応する薬局では、図の④については「処方箋の提出」となりますが、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の基本的な流れは、医療機関とほぼ同様です。

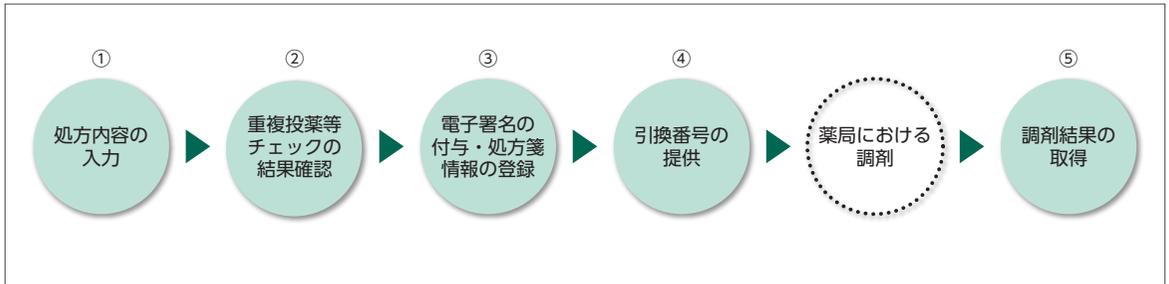


※「高齢受給者証」や「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」など従来の資格証類を提示された場合でも、マイナンバーカードの提示を求め、オンライン資格確認を実施します。

3 電子処方箋で重複投薬等のチェックが可能に!!

電子処方箋の発行は、医師が電子カルテシステム等を操作して、電子処方箋管理サービスへ処方箋情報を登録して行います。

患者が希望した処方箋発行方法によって、③および④での対応手順が異なります。



※処方箋の発行にあたっては、重複投薬等チェックを行い、処方内容に重複投薬や併用禁忌がないかを確認する必要があります。

①処方内容の入力



処方箋を発行する前に、電子カルテシステム等へ処方内容を入力し、重複投薬等チェックを行います。

②重複投薬等チェックの結果確認

重複投薬等チェックとは

患者に過去100日以内に処方・調剤された薬剤の成分情報と、新たに処方・調剤される薬剤の成分情報を突合し、同一投与経路、同一成分の重複または併用禁忌がないかを確認する機能です。チェック結果は、処方にあたっての参考情報として活用します。

表示された重複投薬等チェックの結果を確認します。

※重複や併用禁忌ありの結果の場合、処方内容を変更するか、問題ないと判断した旨のチェックを入れます。必要に応じて理由を補足します。

③処方箋情報の登録

処方箋情報の登録ができない場合

- ①院内処方の場合
- ②リフィル処方、医師の判断による分割調剤の場合
- ③オンライン資格確認で有効な資格を確認できない患者に処方箋を発行する場合
- ④医療保険適用外の医薬品を処方する場合
- ⑤医療保険適用外の診療時に処方箋を発行する場合
- ⑥解消に時間を要するエラーなどにより、電子処方箋管理サービスに登録できない場合

※院内処方・リフィル処方は、電子処方箋管理サービスに対応するよう検討されています（リフィル処方箋は、令和5年（2023年）秋以降対応の予定）。

重複投薬等チェックや処方箋情報登録の際には、枝番が必要となります。そのため、オンライン資格確認などにより枝番を確認する必要があります。なお、後期高齢者医療制度の患者の場合は、枝番なしで重複投薬等チェックおよび処方箋情報の登録が可能です。

【電子処方箋の場合】

処方箋情報に医師の電子署名を付与したうえで、処方箋情報を登録します。

【紙の処方箋の場合】

電子カルテシステム等で、処方箋情報を登録します。

※①～⑥に該当する場合は、電子処方箋管理サービスへの処方箋情報の登録ができないため、電子処方箋に対応していない紙の処方箋を発行します。

④引換番号の提供

引換番号は、医療機関が電子処方箋管理サービスに処方箋情報のファイルを登録した場合に、患者が薬局に処方内容を伝えるために使用する番号です。患者は、マイナンバーカードによる受付のほかに被保険者番号と引換番号を薬局に伝えることで、薬局は処方箋情報を確認することができます。

【電子処方箋の場合】

電子カルテシステム等から、引換番号および処方箋参考情報が印字されたPDFファイルを取得し、印刷したものを「処方内容（控え）」として患者に提供します。

【紙の処方箋の場合】

「引換番号付き処方箋」を印刷し、患者へ提供します。

※「処方内容（控え）」とは、電子処方箋を選択した場合でも、患者が処方内容を確認できるよう、処方箋の情報が印刷された紙で、引換番号も印字されています。処方箋の原本ではないことに注意する必要があります。

ページ: 1/1

処方内容 (控え)

引換番号: 1 2 3 4 5 6



マイナンバーカードをお持ちでない方は上記の引換番号を薬局にお伝えください

| 氏名 | 発行年月日 | 使用期限 |
|---------|-------------|-------|
| 基金 太郎 様 | 2023年 1月31日 | 年 月 日 |

※記載無しは発行年月日含めて4日間有効

(医療機関コード) 13-1-1234567
〒106-0004 東京都港区新橋2丁目1番地3号

医療法人〇〇会 基金病院

TEL 03-0000-0001 FAX 03-0000-0002
(処方箋氏名) 医師 太郎

【処方内容】

| 変更不可 | 処方内容 | 単量 | 回数 |
|------|--------------------------|----------|------|
| | RP001 ソムラ麦門冬湯エキス顆粒 (医療用) | 9g | 7日分 |
| | RP002 【般】カルボシステイン錠 | 500mg | 3錠 |
| | RP003 【般】アセトアミノフェン錠 | 300mg | 1錠 |
| | 【般】レバミピド錠 | 100mg | 1錠 |
| | RP004 グンタシン軟膏 | 0.1% 1mg | 10回分 |

| | | | |
|---------|---------------------|---------|-------------|
| 保険者番号 | 06132013 | 生年月日 | 昭和50年 1月 1日 |
| 記号・番号 | 10・18982201 (枝番) 01 | 性別 | 男 |
| 公費負担者番号 | | 公費受給者番号 | |

⑤調剤結果の取得（薬局における調剤後）

電子処方箋管理サービスに登録された自医療機関の調剤結果を取得します。調剤結果に加え、薬剤師からの伝達事項が含まれている場合があります。



- ※電子カルテシステム等によっては、日次で自動的に調剤結果を取得する仕様の場合があります。
- ※手術情報、診療・薬剤情報（処方・調剤情報含む）、特定健診情報等についての患者の「閲覧同意」の有無とは関係なく、本機能は使用可能です。
- ※調剤結果の取得可能期間は、薬局で調剤結果が作成されてから100日間です。

4 同意取得で閲覧可能情報が多数！ データに基づく診療が可能に

医師・薬剤師は、薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等（薬剤情報等、特定健診情報等）の閲覧を許可されたアカウントから閲覧を行います。

| | |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 検索 | <p>オンライン資格確認の流れの③（→5頁）で、患者が薬剤情報等、特定健診情報等の閲覧に同意している場合に、閲覧が可能となります。</p> <p>薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報については、診療・調剤期間を指定して電子カルテシステム・調剤システム等の端末から検索します。</p> <p>特定健診情報等については、照会可能なすべての情報を取得するため期間の指定はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※処方・調剤情報は、電子処方箋管理サービスを利用する医療機関・薬局のみ閲覧可能です。 ※同意情報登録後の24時間に限り、オンライン資格確認等システムで薬剤情報等、特定健診情報等の閲覧が可能です。 |
| 閲覧 | <p>電子カルテシステム・調剤システム等の端末から患者の薬剤情報等、特定健診情報等を閲覧します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※閲覧照会は医師・薬剤師のアカウントからのみ可能であり、その他の職員のアカウントから閲覧することはできません。 ※一度、電子カルテシステム・調剤システムサーバー等に登録された薬剤情報等、特定健診情報等は、診療日・服薬指導日以降も常時閲覧が可能です。 |

I 医療DXの未来図とオンライン資格 確認・電子処方箋の現在地を確認

| | |
|------------------------------------------------------|----|
| 第1章 医療DXが拓く未来 | 14 |
| ① そもそも医療DXとは？ | 14 |
| ② 医療DXを推進するには3本の柱が重要 | 17 |
| ① 全国医療情報プラットフォームの創設 | 17 |
| ② 電子カルテ情報の標準化、標準型電子カルテの検討 | 19 |
| ③ 診療報酬改定DX | 30 |
| ③ 知っておくべき医療DXに向けた施策 | 33 |
| ① 医療DXの工程表 | 33 |
| ② マイナンバーカードと保険証の一体化法案 | 35 |
| 第2章 オンライン資格確認の原則義務化と診療報酬 | 36 |
| ① オンライン資格確認とは（導入の背景とトピックス一覧） | 36 |
| ② オンライン資格確認の原則義務化（令和5年4月～） | 40 |
| ③ オンライン資格確認に関する診療報酬 | 44 |
| ① 電子的保健医療情報活用加算の新設（令和4年度診療報酬改定） | 44 |
| ② 電子的保健医療情報活用加算の廃止、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の新設（令和4年10月改定） | 45 |
| ③ 医療DX推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置（令和5年4月～12月） | 48 |
| ④ レセプト請求はオンライン請求が原則に（令和6年9月～） | 50 |
| 第3章 オンライン資格確認等システムの現在 | 52 |
| ① オンライン資格確認の仕組み | 52 |
| ② オンラインで最新の資格情報を取得 | 53 |
| ③ 予約患者に対する事前の一括照会 | 55 |
| ④ 照会番号登録によるレセコン等との紐付け | 56 |
| ⑤ レセプトの振替・分割 | 56 |
| ⑥ 限度額情報等の取得・活用 | 57 |
| ⑦ 診療情報・薬剤情報等の閲覧 | 58 |
| ⑧ 災害時の診療情報・薬剤情報等の閲覧 | 59 |
| ⑨ オンライン資格確認での患者動線と職員対応 | 60 |
| ⑩ オンライン資格確認関係補助金の申請は令和5年9月30日まで | 62 |
| 第4章 電子処方箋の導入でより質の高い医療を目指す | 63 |
| ① 電子処方箋の導入でどうなる？ | 63 |
| ② 電子処方箋特有の機能とは | 69 |
| ③ 電子処方箋を導入するためには | 71 |
| ④ 補助金の申請は電子処方箋ポータルサイトから | 75 |
| 第5章 マイナポータルを活用して、より健康に・より良い生活に！ | 78 |
| ① マイナポータルで診療・健診情報を見してみる | 78 |
| ② マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証） | 82 |
| ③ そもそもマイナンバーカードとは | 83 |

第1章 医療DXが拓く未来

1 そもそも医療DXとは？

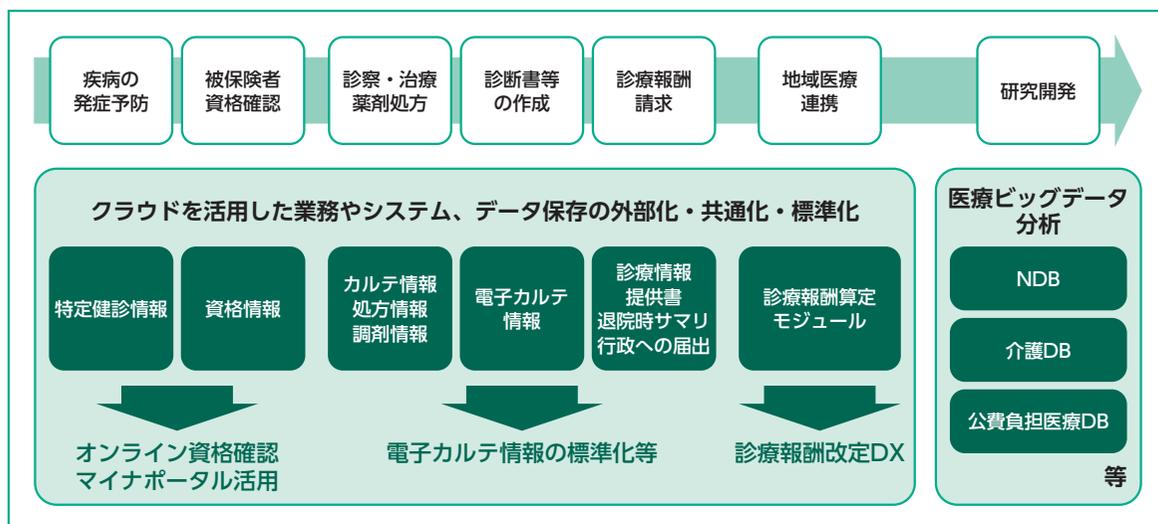
近年、様々な分野でDX化が叫ばれていますが、そもそも「DX」とは、「Digital Transformation」の略称で、「デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えること」とされています。医療はDX化が非常に遅れているとされる分野で、新型コロナウイルス感染症の流行初期のときも、患者情報や医療情報の収集等が効率良くできずに、医療現場の混乱を招いた一因になったと指摘されています。

また、超高齢社会に直面する中、健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとしていくことが必要不可欠です。

こうした中、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進や、より効率的・効果的な各種サービスの提供を行っていくうえで重要となっています。

●医療DXの定義

そこで、医療DXを「保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータに関し、その全体が最適化された基盤を構築し、活用することを通じて、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていくこと」と定義し、医療DXを推進する観点から、様々な分野について検討がなされています。



当初は、上記の「2文書6情報」の共有から進め、順次、対象となる情報の範囲が拡大されます。特に救急時に有用な情報等の拡充を進め、救急時に医療機関等において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みが整備されます。また、検査結果等については、PHR^{*}として患者本人がマイナポータルを通じ情報を確認できる仕組みもあわせて構築されます。

※ Personal Health Record。個人の健康に関する情報を1か所に集め、本人が自由にアクセスでき、それらの情報を用いて健康増進や生活改善につなげていくもの

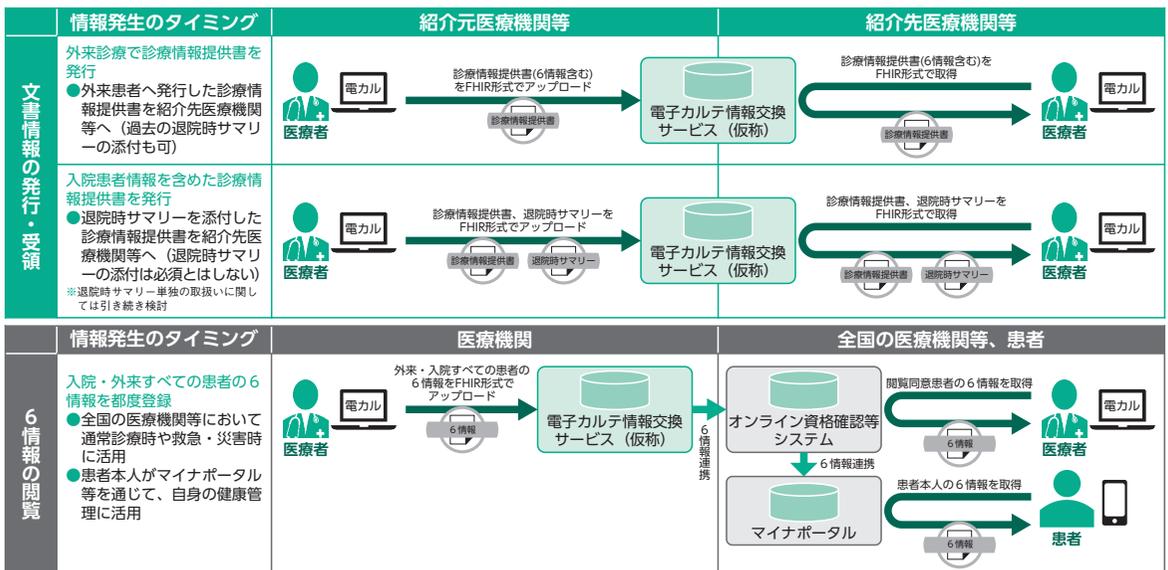
なお、電子カルテ情報交換サービスを経由した交換・共有の仕組みとしては、費用対効果を考慮し、まずはPUSH型（文書情報を各医療情報提供医療機関から電子カルテ情報交換サービスに対して医療情報を送信する仕組み）により、文書情報・6情報を管理する仕組みが想定されています。

この仕組みについては、オンライン資格確認等システムを運用している支払基金にて開発が行われ、運用体制については、全国医療情報プラットフォームの運用等の議論を踏まえ検討されます。

運用開始時期については、システムの開発後、当該システムに電子カルテ情報を登録することが可能な医療機関から順に運用を開始しますが、具体的な運用開始時期については、医療DX推進本部において令和5年（2023年）春に策定される工程表（骨子案→441頁）の内容を踏まえたうえで判断されます。

また、電子カルテ情報交換サービスへの2文書6情報の登録主体は、HL7FHIR規格に対応した医療機関とし、電子カルテ情報交換サービスを経由した2文書の閲覧主体は、同規格に対応した医療機関・薬局となります。なお、オンライン資格確認等システムを経由した6情報の閲覧対象は、全国の医療機関・薬局および患者本人となります。

■電子カルテ情報交換サービスへの登録の仕組み（イメージ）



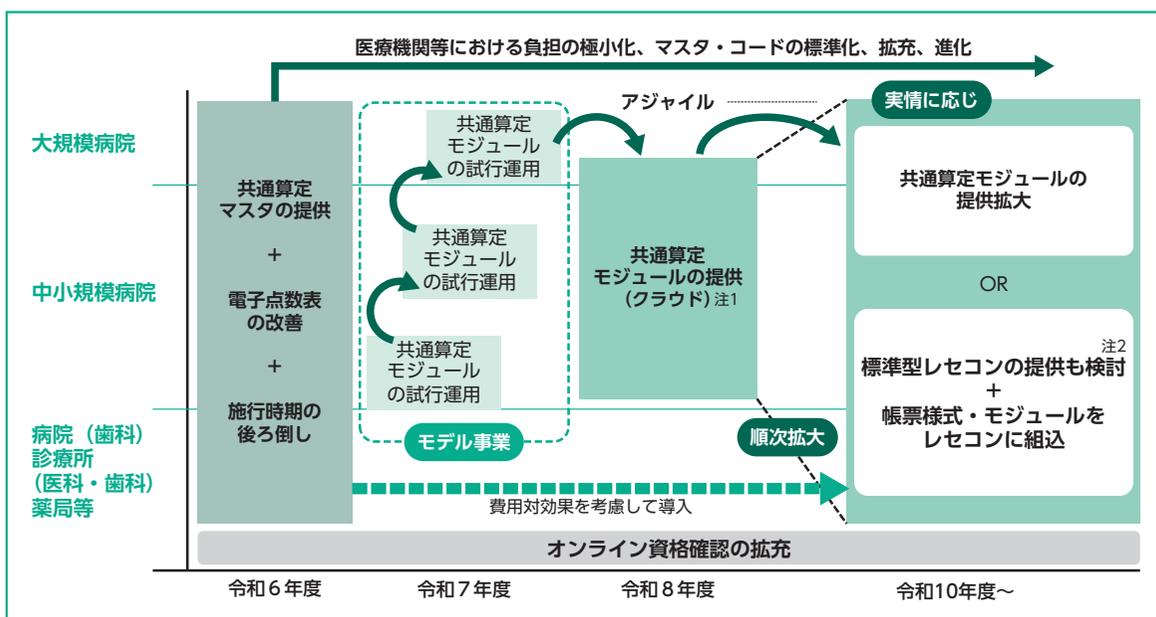
■診療報酬改定DXの主なテーマ

| 共通算定モジュールの開発・運用 | 共通算定マスタ・コードの整備と電子点数表の改善 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●診療報酬の算定と患者負担金の計算を実施 ●次の感染症危機等に備えて情報収集できる仕組みも検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本マスタを充足化し、共通算定マスタ・コードを整備 ●地単公費マスタの作成と運用ルールを整備 |
| 診療報酬改定施行時期の後ろ倒し等 | 標準様式のアプリ化とデータ連携 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●診療報酬改定の施行時期を後ろ倒しし、システム改修コストを低減（※施行時期・施行年度については中医協の議論を経て決定） ●診療報酬点数表のルールの明確化・簡素化 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種帳票（医療機関で作成する診療計画書や同意書等）の標準様式をアプリ等で提供 ●施設基準届出等の電子申請をシステム改修によりさらに推進 |

●共通算定モジュールは中小病院から、診療所は標準型レセコン

共通算定モジュールは、導入効果が高いと考えられる中小規模の病院を対象に提供が開始され、徐々に拡大されていく予定です。また、医療機関等の新設のタイミングや、システム更改時期に合わせて導入を促進するとともに、費用対効果を勘案して加速策が実施されます。

診療所向けには、一部の計算機能より、総合的なシステム提供による支援の方がコスト削減効果が大きく得られるため、標準型電子カルテと一体型のモジュールを組み入れた標準型レセコンをクラウド上に構築し、利用可能な環境を提供する予定となっています。



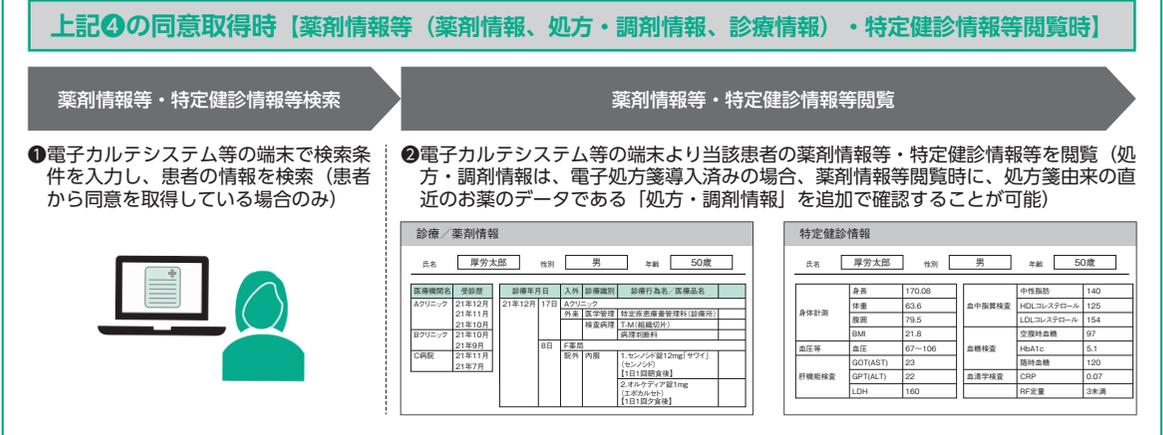
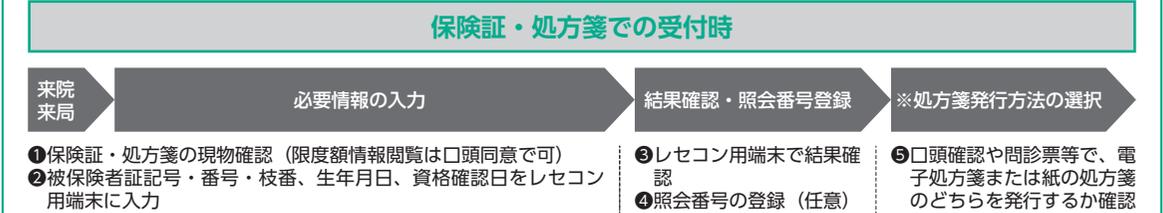
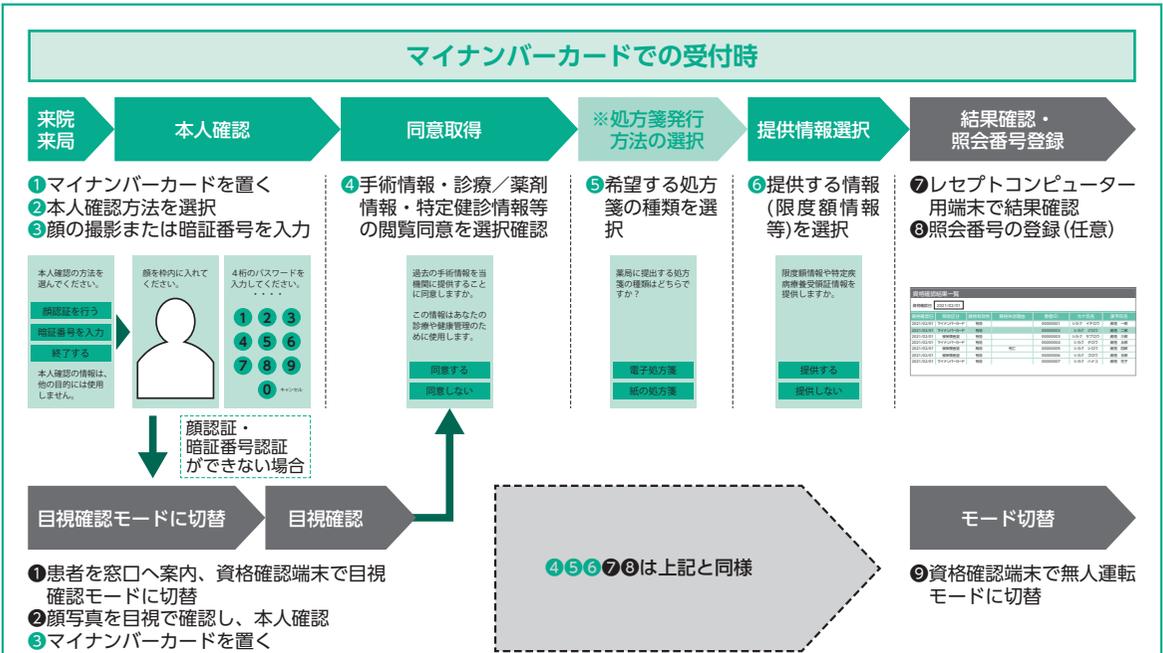
注1 全国医療情報プラットフォームと連携

注2 標準型レセコンは、標準型電子カルテ（帳票様式を含む）と一体的に提供することも検討

共通算定モジュールは4つの要素（①共通算定マスタ、②計算ロジック、③データの標準化、④提供基盤（クラウド原則））で構成され、共通算定モジュールの具体的な開発範囲については、調査研究事業を踏まえつつ、関係者と協議のうえ検討されます。

■医療機関・薬局での患者の流れと職員対応（※は薬局ではなし）

①等の色付き文字は患者対応、①等の墨付き文字は職員対応



第4章

電子処方箋の導入で より質の高い医療を目指す

1 電子処方箋の導入でどうなる？

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを基盤とし、これまで紙で行っていた処方箋のやり取りをオンラインで電子的に行う仕組みのことです。

医師・歯科医師は処方箋を「電子処方箋管理サービス」に送信し、薬剤師がその処方箋を薬局のシステムに取り込み、薬を調剤します。

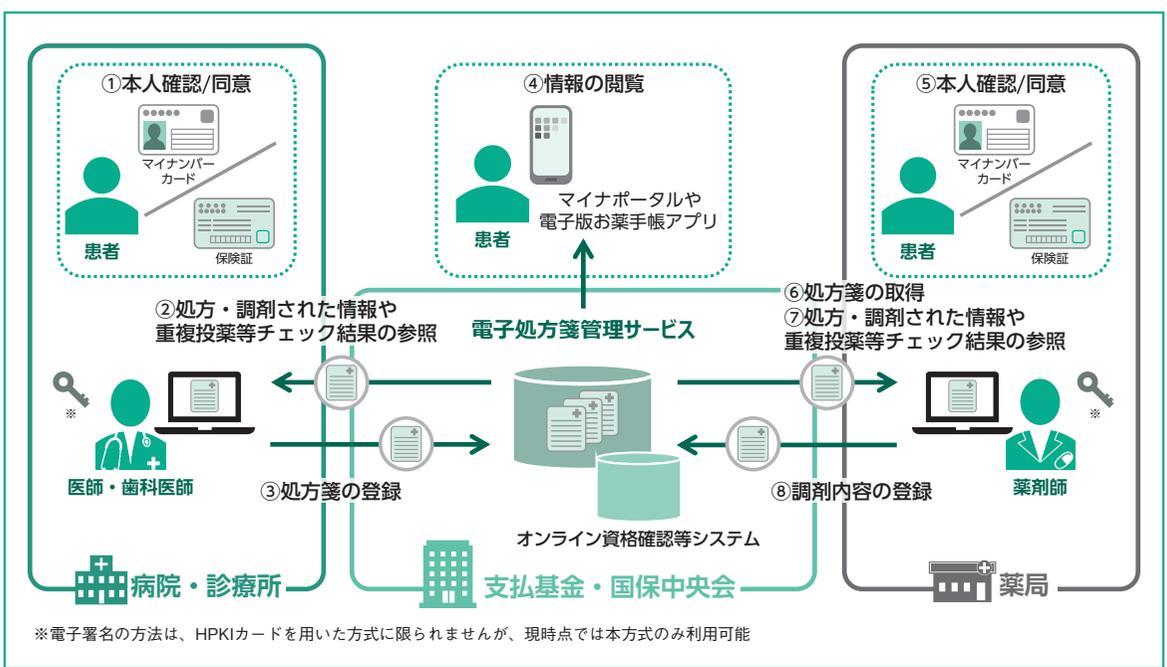
電子処方箋の導入により、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報が参照できるため、それらを活用した重複投薬等チェックなどが行えるようになります。

●電子処方箋の導入による主なメリットとは

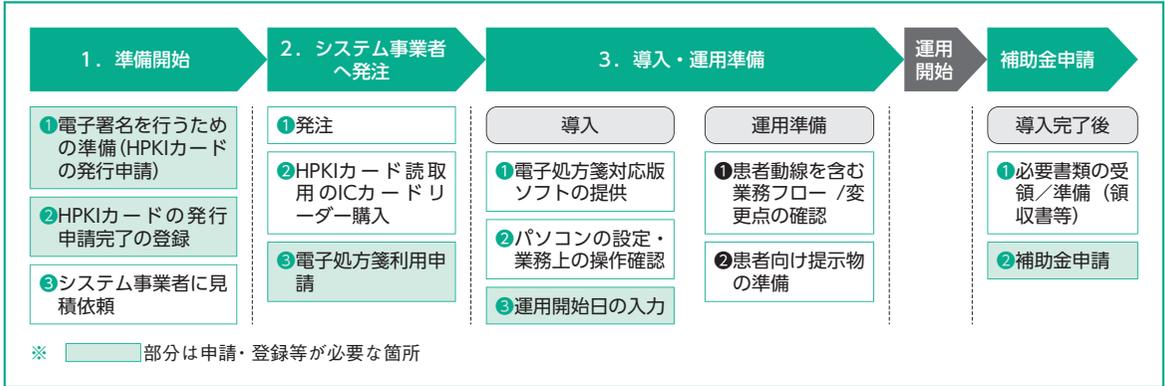
医療機関・薬局間をまたいで、患者の処方・調剤情報が「電子処方箋管理サービス」に蓄積されることで、医師・薬剤師はそれらの情報を診察・処方、調剤に活用できるようになります。処方、調剤する薬剤が、患者の過去の処方・調剤情報と重複投薬・併用禁忌にあたらないかを確認することもできます。

また、医療機関では、処方箋の事前送付が行えるようになるほか、医療機関・薬局間の円滑なコミュニケーション、より効果のある重複投薬等の抑制を行えるようになります。そのほか薬局では、処方箋の内容の入力作業や紙処方箋の保管が不要になります。

■電子処方箋の仕組み（イメージ）



■電子処方箋運用開始までの3つのステップ



●電子署名を行うための準備 (HPKIカードの発行申請等) 【1. ①】

電子署名を行うための準備として、まずは医師・歯科医師、薬剤師はHPKIカードの発行申請をします（院外処方箋を発行する医師・歯科医師、処方箋を調剤済みにする薬剤師ごとに申請）。HPKIカードを物理的に用いる署名方法（ローカル署名）、HPKIカードを物理的に用いない署名方法（カードレス署名）（→70頁）にかかわらず申請は必要です。

HPKIカードとは、所持する人が医師・歯科医師、薬剤師の資格を有する者であることを証明する物理的なカードで、電子証明書の発行・管理を行う機関である「認証局」が、電子的に資格を証明するための「電子証明書」を発行し、HPKIカードに内蔵されるICチップに格納されています。従来の処方箋に対する記名押印または署名の代わりに、電子証明書の情報を用いて、電子処方箋へ署名を行うことができ、資格を有する者が処方箋を発行したことを電子的に確認できます。

申請先・申請方法は、医師・歯科医師、薬剤師に応じて異なります。また、各医療機関・薬局内でHPKIカードの申請をとりまとめ、一括で郵送することも可能です。受取方法・場所については、カード発行機関と調整してください。

■HPKIカード申請先 (認証局)

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【医師・歯科医師・薬剤師】 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) |
| http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html |
| 【医師】日本医師会 電子認証センター |
| https://www.jmaca.med.or.jp/application/ |
| 【薬剤師】日本薬剤師会認証局 |
| https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30 |



※ 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKIカード以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス（マイナンバーカード）を用いた電子署名なども利用可能ですが、令和5年（2023年）5月時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIカードのみとなっています。

Ⅱ オンライン資格確認・ 電子処方箋Q&A

第1章 オンライン資格確認等システム 88

- ① オンライン資格確認等システムの導入にあたって 88
- ② 本人確認・資格確認 105
- ③ 一括照会・照会番号登録 127
- ④ レセプトの振替・分割 131
- ⑤ 限度額情報等の取得 134
- ⑥ 薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報、特定健診情報等の閲覧 138
- ⑦ 災害時・障害時の対応 156
- ⑧ 医療機関・薬局での保険証利用の申込み（初回登録） 160

第2章 電子処方箋管理サービス 162

- ① 電子処方箋管理サービスの導入にあたって 162
 - ① 対象となる処方箋・患者・医薬品 162
 - ② 電子処方箋の運用（医療機関・薬局） 163
 - ③ 電子署名・HPKIカード 177
 - ④ 利用申請等 183
- ② 医療機関に係るQ&A 185
 - ① 電子処方箋の発行 185
 - ② 重複投薬等チェック 190
 - ③ 処方箋情報の登録 195
 - ④ 調剤結果の取得 199
- ③ 薬局に係るQ&A 201
 - ① 処方箋の受付 201
 - ② 処方箋の取得 205
 - ③ 調剤結果の登録 208
- ④ 災害時・障害時の対応 211

第3章 補助金・ポータルサイト 215

- ① オンライン資格確認関係補助金 215
 - ① 医療情報化支援基金 215
 - ② 顔認証付きカードリーダー 220
 - ③ オンライン資格確認関係補助金の申請等 224
- ② 電子処方箋関係補助金 235
- ③ 医療機関等向けポータルサイト・電子処方箋ポータルサイト 240
 - ① 医療機関等向けポータルサイト 240
 - ② 電子処方箋ポータルサイト 240

第4章 マイナポータル・マイナンバーカード 242

- ① マイナポータル 242
- ② マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証） 264
- ③ マイナンバー・マイナンバーカード 271

第2章 電子処方箋管理サービス

1 電子処方箋管理サービスの導入にあたって

1 対象となる処方箋・患者・医薬品

Q 1 電子処方箋管理サービスで取り扱う対象処方箋は何ですか？

A 1 院外処方箋を対象としています。令和5年（2023年）1月時点（電子処方箋の本格運用開始時）では、令和4年度（2022年度）診療報酬改定で導入されたリフィル処方箋は対象外ですが、令和5年（2023年）秋に実装できるよう準備を行っています（→472・474頁）。院内処方、退院時処方等については将来的に対応するか検討中です。

Q 2 労災、自賠責等の医療保険適用外の診療時に発行する処方箋は、電子処方箋管理サービスの対象になりますか？

A 2 令和5年（2023年）1月時点（電子処方箋の本格運用開始時）では、労災、自賠責等の医療保険適用外の診療時に発行する処方箋は対象外です。

Q 3 麻薬処方箋も電子処方箋管理サービスの対象ですか？

A 3 麻薬処方箋も電子処方箋管理サービスの対象となります。

Q 4 院内処方のみを行う医療機関の場合、電子処方箋への対応は不要ですか？

A 4 院内処方のみを行う場合でも、複数の医療機関・薬局をまたいだ過去の薬剤の情報を参照し、診察・処方に活用できます。

また、電子処方箋管理サービスに処方箋を登録することはできませんが、他医療機関・薬局の処方・調剤情報を対象に重複投薬等チェックが実施できます。

Q 5 電子処方箋管理サービスの対象となる患者はだれですか？

A 5 オンライン資格確認等システムの対象とする医療保険者等に加入していて、かつ、利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカードまたは保険証を持っている患者が対象となります。

2 医療機関に係るQ&A

1 電子処方箋の発行

Q78 電子処方箋の対象となる医療保険者はどこですか？

A78 対象となる医療保険者等は、次のようになっています。

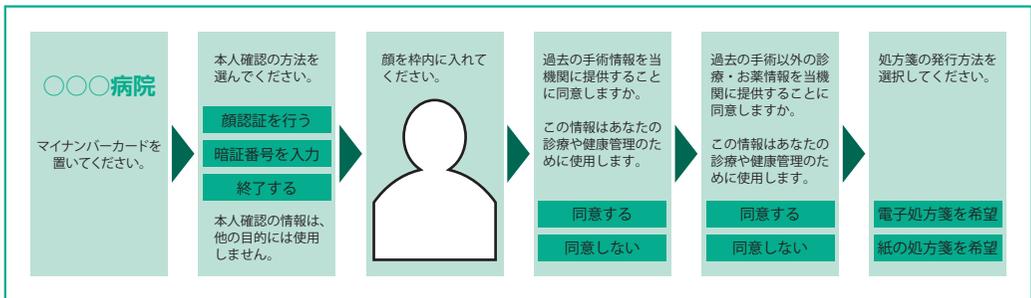
■電子処方箋の対象となる医療保険者等

| | |
|--------------|-----------------|
| ●全国健康保険協会 | ●国家公務員共済組合 |
| ●健康保険組合 | ●地方公務員共済組合 |
| ●国民健康保険組合 | ●日本私立学校振興・共済事業団 |
| ●後期高齢者医療広域連合 | ●市町村国民健康保険 |

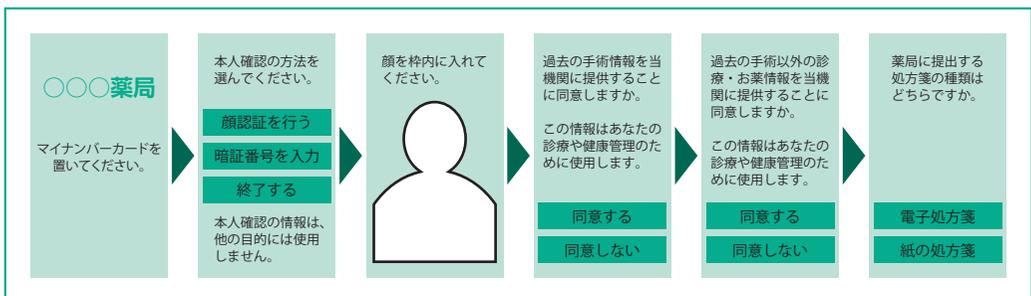
Q79 電子処方箋関連画面を顔認証付きカードリーダーで「表示する」と設定した場合、顔認証付きカードリーダーの画面遷移はどのようになりますか？

A79 画面遷移イメージについては、次のとおりです。

■医科・歯科で電子処方箋関連画面を「表示する」と設定した場合



■薬局で電子処方箋関連画面を「表示する」と設定した場合



Q133 処方箋受付の取消処理を行ったが、対象の電子処方箋が未受付の状態に戻らない場合、どのように対応すればよいですか？

A133 短時間で復旧しない場合、患者に発行元の医療機関から従来どおりの紙の処方箋を取得するよう依頼します。

復旧後に、対象の電子処方箋の受付取消を行い、そのうえで処方箋発行元の医療機関へ、電子処方箋管理サービスへ登録した電子処方箋、処方箋情報が記載されたファイルを取り消すよう依頼します。

Q134 患者が電子処方箋管理サービス対応の薬局に処方箋を提出する際の手順は、どのようにすればよいですか？

A134 患者は、顔認証付きカードリーダーで薬局に提出する処方箋の種類を選択します。電子処方箋の場合で、複数枚候補がある場合は、提出する電子処方箋を選びます。

薬局は患者が紙の処方箋を持っている場合は、患者から紙の処方箋を受け取ります。

●処方箋の種類を選択

薬局に提出する処方箋の種類はどちらですか？

電子処方箋

紙の処方箋

●紙の処方箋を選択した場合

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、紙の処方箋をお持ちの場合はご提出ください。

[高額療養費制度を利用する方はこちら](#)

●電子処方箋が複数枚ある場合

複数枚の電子処方箋があります。(全△枚)
全ての電子処方箋を薬局に出してよろしいですか？

はい

いいえ (個別選択)

選択してください。 ○/○

×/× △△科
○○病院

×/× △△科
○○クリニック

1 オンライン資格確認導入の原則義務化 (令和5年(2023年)4月～)

●療担規則：保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）（抄）

（最終改正：令和5年3月31日厚生労働省令第48号）

<下線は令和5年4月変更箇所>

（受給資格の確認等）

第3条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。」又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第5条第1項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関及び同令第6条第1項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。

4 保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第2項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

（被保険者証の返還）

第4条 保険医療機関は、患者の提出する被保険者証により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する療養の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、法第100条、第105条又は第113条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。

●薬担規則：保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）（抄）

（最終改正：令和5年3月31日厚生労働省令第48号）

<下線は令和5年4月変更箇所>

（処方箋の確認等）

第3条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及びその処方箋、法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「その処方箋、法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）」又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。））」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第5条第1項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令第6条第1項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。

4 保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第2項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

●保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第124号）（抄）

（最終改正：令和5年1月17日厚生労働省令第3号）

<下線は変更箇所>

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第3号）の公布の日から施行する。

IV オンライン資格確認等システム・ 電子処方箋管理サービス関係資料

| | | |
|----------|----------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 利用規約 | 302 |
| ● | オンライン資格確認等システム利用規約 | 302 |
| ● | 電子処方箋管理サービス利用規約 | 312 |
| 2 | 医療提供体制設備整備交付金実施要領 | 321 |
| ● | 医療提供体制設備整備交付金の実施について | 321 |
| ● | 保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領 | 327 |
| ● | 各種申請書等記載例一覧 | 334 |
| ● | 「別紙特例様式」記載例一覧 | 345 |
| ● | オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて | 348 |
| ● | 保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス） | 354 |
| 3 | 電子処方箋管理サービスの導入にあたって | 359 |
| ● | 電子処方箋管理サービスの運用について | 359 |
| ● | 電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について | 367 |
| ● | 医療機関等において用法マスタを準備する際の留意点等 | 368 |
| ● | モデル事業参加医療機関等の用法マスタ事例を踏まえた用法コードの紐付けの事例集 | 370 |
| ● | 本番切替え前セルフチェックリスト（稼働判定確認・医療機関向け） | 376 |
| ● | 本番切替え前セルフチェックリスト（稼働判定確認・薬局向け） | 381 |
| ● | HPKIリモート署名における電子署名について | 387 |
| ● | HPKIカードの発行費用の補助金について | 389 |
| 4 | 電子処方箋の普及に向けた対応等 | 392 |
| ● | 電子処方箋モデル事業について | 392 |
| ● | 電子処方箋推進協議会（第1回） | 394 |
| ● | 電子処方箋推進協議会（第2回） | 399 |

V 今後の医療DXに向けた関係資料

| | | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針） | 410 |
| 2 | 「医療DX令和ビジョン2030」の提言等 | 413 |
| 3 | 「「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム」における議論 | 424 |
| 4 | 「医療DX推進本部・幹事会」における議論 | 432 |
| ● | 医療DXの推進に関する工程表（骨子案）・第2回医療DX推進本部（幹事会）（令和5年3月8日） | 441 |
| 5 | 医療・介護分野等におけるDXの推進 | 444 |
| 6 | 介護保険被保険者証について | 448 |
| 7 | 医療情報ネットワークの基盤に関する議論等 | 450 |
| ● | 健康・医療・介護情報利活用検討会 医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループ とりまとめ（令和5年3月29日） | 450 |
| ● | 救急医療時における「全国で医療情報を確認できる仕組み（Action1）」について（令和4年12月15日健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループ（第13回）「資料1」） | 466 |
| 8 | オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスの拡張に向けた議論 | 472 |
| ● | リフィル処方箋・院内処方への対応（令和5年3月29日第12回健康・医療・介護情報利活用検討会） | 472 |
| ● | リフィル処方箋のファイル形式について（令和5年3月29日） | 474 |
| ● | 医療扶助のオンライン資格確認について（令和4年4月28日第5回医療扶助に関する検討会「資料2」） | 478 |
| ● | 訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求（令和4年12月厚生労働省保険局） | 486 |
| ● | 訪問診療・訪問看護・柔整あはき等のオンライン資格確認（令和4年10月28日社会保障審議会医療保険部会（第156回）「資料3」（抜粋）） | 500 |
| 9 | マイナンバーカードと保険証の一体化等 | 502 |
| ● | マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 中間とりまとめ | 502 |
| ● | マイナンバー法等の一部改正法案について | 507 |
| ● | 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要） | 510 |
| 10 | オンライン資格確認等システムにおける資格情報等の登録について | 512 |
| ● | オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について（令和4年1月27日保保発0127第1号・保国発0127第1号・保高発0127第1号・保連発0127第2号、令和5年4月14日・令和5年5月23日一部改正） | 512 |
| ● | 「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」の一部改正について（令和5年5月23日保保発0523第2号・保国発0523第1号・保高発0523第1号・保連発0523第1号） | 522 |